

## 第8節 環境にやさしく、自然と共生するために

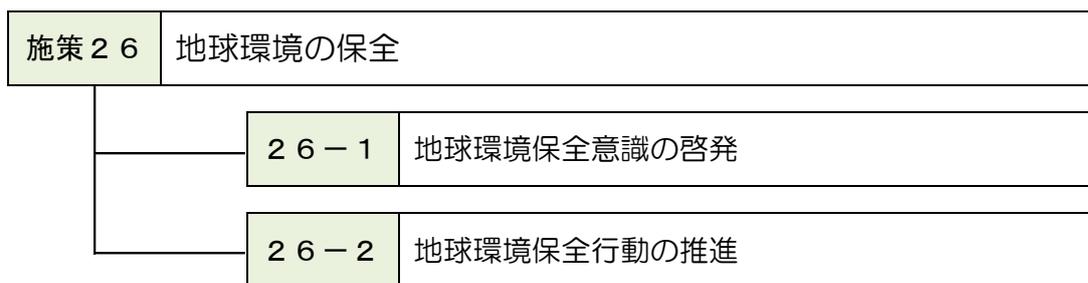
### 8-1 豊かな自然や身近な緑を大切に守り、育て、人と自然が共に生きるまち

#### 施策26 地球環境の保全

目的	対象	市民, 事業者
	意図	環境に負荷を与える活動を抑制する

#### ✚ 施策の方向と基本的取組の体系

地球環境保全に係る情報提供及び学習の充実を図るとともに、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用拡大を推進し、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指します。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 調布市環境基本計画の改定
- 調布市地球温暖化対策実行計画の改定

#### ✚ 現状と課題

- 地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、温室効果ガス排出量を削減することは、人類共通の課題となっています。
- 平成25年11月に開催された「気候変動枠組条約締約国会議（COP19）」において、現時点での目標として、日本は温室効果ガス排出量を平成32年までに、平成17年比3.8%削減することを表明しました。
- 平成22年度から、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）によりエネルギー使用の合理化がすべての公共施設に対して求められるとともに、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）により温室効果ガスの総量削減義務が一部公共施設に対して課されました。

- 調布市では、市の現状と地域特性を踏まえ、平成22年3月に、調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を、平成23年3月に、調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガスの総排出量の削減を目指しています。このためには、市民・事業者・市など地域社会を構成する各主体がそれぞれの責任と役割分担のもと、温室効果ガスの削減に向けた取組を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。
- 東日本大震災に伴う電力供給不足や計画停電の実施は、快適で豊かな私たちの暮らしがいかに大量のエネルギー消費のもとで支えられていたかを再認識する契機となりました。今後も市民・事業者・市などによる節電の取組を継続することが必要です。また、安定的な電力供給が当たり前という前提が大きく揺らいだことで、太陽光・風力に代表される再生可能エネルギーの普及促進がこれまで以上に注目を集めています。
- 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故をはじめとした、エネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化を踏まえ、新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして、平成26年4月に新しいエネルギー基本計画が閣議決定されました。
- 環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていることを受け、平成24年に環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）が施行されました。これにより、地方公共団体には環境教育、協働取組等に係る行動計画等作成の努力義務が課せられました。
- 国では、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を平成24年7月から開始しています。
- 調布市では、平成25年11月に、公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を市民・事業者とともに開始し、現在、市営住宅など30を超える施設に発電設備が設置されています。
- 国や東京都の動向を踏まえながら、街づくり分野や防災分野などとも一体となって再生可能エネルギーや省エネルギーの更なる普及拡大を積極的に推進していく必要があります。
- 平成24年12月に都市の低炭素化の促進に関する法律が施行され、地球環境問題への取組の中で、都市の低炭素化の促進を図り、持続可能で健全な地域づくりを推進していくことが重要となっています。

## ✚ 基本的取組の内容

### 26-1 地球環境保全意識の啓発

#### ◆環境情報の提供と地球環境保全意識の啓発

環境年次報告書や市報・ホームページ等により、環境情報を積極的に提供するとともに、環境フェアや多摩川自然情報館でのイベント等を通じて、地球環境の保全意識を啓発・醸成していきます。

#### ◆環境学習の充実

次世代を担う子どもたちをはじめ、より多くの市民が地球環境の保全に取り組むよう、地球環境問題に対する関心の喚起と、共通の理解を深めるための環境学習の機会及び学習内容を充実します。また、平成24年4月に開設した「都立神代植物公園植物多様性センター」及び平

### 第3編 分野別計画

成25年4月に稼働した新ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」における環境学習機能についても、多摩川自然情報館との連携の強化を図ります。

#### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数	9,888人 (平成25年度)	11,000人 (平成30年度)

#### 基本計画事業

事業名	環境情報の提供と環境学習事業の推進
事業の内容	環境フェア等の環境啓発事業，環境年次報告書や広報誌等による環境情報の提供，環境学習公開講座，雑木林塾，調布水辺の楽校，調布こどもエコクラブ，調布市環境モニター，多摩川自然情報館等の環境学習事業を推進します。

## 26-2

### 地球環境保全行動の推進

#### ◆地球温暖化対策の推進

低炭素社会の実現に向け、調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市民、事業者、市が一体となって、限りある資源・エネルギーの有効利用を図るため、省エネルギーの取組を進めるとともに、太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、市も事業者として、省エネ法に基づくエネルギーの削減の推進、東京都環境確保条例に基づく温室効果ガスの総量削減義務の達成及び調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく公共施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組みます。

#### ◆環境保全行動に率先して取り組む人材の育成

調布の環境を守る担い手を確保するため、「ちょうふ環境市民会議<sup>\*</sup>」や市内で環境保全に取り組む団体と連携し、環境に関する知識をもち、率先して行動に移せる人材の育成に取り組みます。

※ちょうふ環境市民会議

調布市の環境の保全等を市民・事業者・行政との協働により推進する会

#### ◆市民・事業者との連携・協働による取組の推進

公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を平成25年11月から市民・事業者とともに開始し、平成26年6月には、市内34の施設で約925kW（年間想定発電量約97万kWh）の発電を開始しています。今後も引き続き、市民主体の「(一社)調布未来のエネルギー協議会<sup>あす</sup>」に参加するなど、市民、事業者との連携・協働による地域への再生可能エネルギーの利用促進等について検討します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
公共施設における温室効果ガス総排出量	13,779t-CO <sub>2</sub> (平成21年度) ※調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の基準値	13,090t-CO <sub>2</sub> (平成27年度) ※平成28年度以降の目標値は、平成27年度改定予定の調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、設定

## 基本計画事業

事業名	地球温暖化対策の推進
事業の内容	調布市地球温暖化対策実行計画区域施策編(平成32年度改定予定)及び事務事業編(平成27年度改定予定)に基づき、市民、事業者、市が一体となって、省エネルギーに取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入を促進し、地域と一体となった地球温暖化対策を推進します。

## その他の主な事業

- ・調布市環境基本計画の改定(平成27年度)



## 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、日常的にできる省エネ行動を進めるなど、環境負荷の少ないライフスタイルの実践に努めます。
- 事業者は、日々の事業活動の中で、温室効果ガスの削減等エネルギーの使用抑制による地球環境に配慮した取組を積極的に推進します。

## 施策27 水と緑による快適空間づくり

目的	対象	自然, 市民
	意図	自然が保全・創出される 自然との共生が図られる

### ✚ 施策の方向と基本的取組の体系

人と自然との共生を目指すために、湧水、公園、崖線、里山などの水辺や緑地を保全し、連続性のある自然動植物の生息空間と緑豊かな美しい街並み・景観を形成する快適な空間づくりに取り組めます。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 崖線樹林地の保全
- 公園・緑地の配置検討
- 緑の保全基金の再構築などによる財源確保

### ✚ 現状と課題

- 東京都では、平成22年5月に、市区町村と合同で「緑確保の総合的な方針」を策定し、都市の中に残された樹林地や農地などの既存の緑が減少している状況を自治体共通の重要な課題と捉え、減少傾向にある民有地の既存の緑を計画的に確保することとしています。
- 調布市では、平成23年3月に、緑の将来のあるべき姿と、それを実現するための施策を示した調布市緑の基本計画を改定し、緑のまちづくりを進めています。
- 調布市には、屋敷林や平地林などの立体的みどり、田畑や草地などの平面的みどり、さらに多摩川をはじめとする水面などがあり、市域全体のみどり率（※）は36.0%となっています。みどり率については、田畑等の減少により、平成16年の37.8%から若干減少しています。調布市では崖線樹林地の取得などを通して、市内の緑の保全に努めていますが、民有地などでは担い手の減少や開発等により緑の維持が困難となる場合もあることから、所有者との協力や地域と

の協働により保全を進めていく必要があります。

※みどり率

ある地域における公園、街路樹、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合

- 市内には、都立神代植物公園や都立野川公園、多摩川緑地など、緑の多い大規模の公園や中小規模の公園が配置され、多くの人に利用されています。
- 平成26年4月1日現在、市民一人当たりの公園面積は5.76㎡となっています。調布市緑の基本計画では、市立公園の新設、都立公園の整備の要請、既存市立公園の公有化を進め、平成32年に市民一人当たり面積5.50㎡の確保を目標としています。
- 地球環境保全基金と緑の保全基金を統合し、市民の環境活動の成果を緑の保全・創出につなげていく循環型の基金運用を図る必要があります。
- 既存の公園の中には、供用開始後、相当の年数が経過し、施設や設備が老朽化しているものもあり、これら施設・設備を計画的に更新していく必要があります。また、地域のニーズや特色、他の緑地とのネットワーク化なども考慮し、地区計画などの街づくりと一体となった新たな公園の整備を計画的に推進する必要があります。
- 貴重な地域の財産である水と緑を、次世代に継承するため、多様な主体との連携・協働による取組を積極的に推進する必要があります。また自然との共生を推進するため、生物多様性に配慮した水辺環境や公園・緑地等の整備や保全をする必要があります。
- 公共施設での緑化や住宅地などの民有地における花いっぱい運動の推進、新設した生垣に対する補助など、様々な主体で緑化につながる活動を推進していく必要があります。
- 深大寺・佐須地域は、国分寺崖線の緑や湧水、さらに比較的まとまった都市農地や用水路などがあり、都心に近い地域ながらも里山風景を残した地域となっており、その保全・回復が求められています。
- 調布市では、平成26年3月に策定した「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」に基づき、地域の環境資源の保全・活用に向けた取組を進めています。
- 今後は、特に同地域の重要な環境資源の一つである都市農地において、現在も農が営まれていることから、営農継続につながる取組や、将来に向けて農業・農地の多面的機能を生かす取組を進める必要があります。

緑被率及びみどり率の推移（平成22年7月現在）

区分	平成5年		平成16年		平成22年		
	面積 (ha)	対市域面積 比(%)	面積 (ha)	対市域面積 比(%)	面積 (ha)	対市域面積 比(%)	
立体的みどり	屋敷林	22.78	1.1	24.27	1.1	19.68	0.9
	住宅・事務所等の植栽	99.34	4.6	96.32	4.5	113.46	5.3
	山林・平地林	41.10	1.9	39.19	1.8	31.37	1.5
	公園の緑	53.98	2.5	73.65	3.4	69.58	3.2
	公共施設の緑 (うち道路の緑)	49.38	2.3	64.98 (16.85)	3.0 (0.8)	73.14 (16.31)	3.4 (0.8)
	民間施設の緑	33.90	1.6	32.59	1.5	33.19	1.5
	社寺林	7.87	0.4	7.73	0.4	8.00	0.4
平面的みどり	果樹園・苗圃等	100.79	4.7	62.16	2.9	50.67	2.4
	田畑	140.36	6.5	106.30	4.9	95.93	4.5
	草地	240.41	11.2	208.39	9.7	193.96	9.0
緑被地面積／緑被率		789.91	36.7	715.58	33.2	688.96	32.0
水面等		—	—	98.77	4.6	86.15	4.0
みどり率対象面積／みどり率		—	—	814.35	37.8	775.11	36.0

出典：「調布市緑の基本計画 改定版」（平成23年3月）

注1）平成5年は「道路の緑」及びみどり率対象面積を計測していない。

2）合計数値が合わないのは端数処理によるもの。

## ✚ 基本的取組の内容

### 27-1 水と緑の保全

#### ◆身近な水辺と崖線樹林地・里山の一体的な保全・活用

湧水・河川・田んぼなどの身近な水辺について、雨水浸透ますの設置や崖線樹林地などの管理による地下水・湧水のかん養により、崖線樹林地や里山と一体として保全に努めます。また、武蔵野の貴重な自然資源を市民の憩いの場やふれあいの場として活用しながら、次世代に継承するため、生物多様性にも配慮した水辺や崖線樹林地の維持保全を推進します。

#### ◆緑の保全に向けた制度の活用

緑地の連続性や地域の特性を踏まえ、地域制緑地制度<sup>※</sup>を活用し、民有地等における緑の保全に努めます。

※地域制緑地制度

都市緑地法に基づく「緑地保全地域制度」や「特別緑地保全地区制度」、生産緑地法に基づく「生産緑地制度」など、法令に基づく緑の保全・創出に関する制度の総称

#### ◆公園・緑地等の公有化への対応

市内の公園のうち借地公園については、市民一人当たりの公園面積の目標値や都市計画法などによる位置付け、公園面積、地域的な配置状況等を踏まえ、公園不足地域が生じないよう対応していきます。また、市民の環境行動を緑の保全確保につなげる新たな基金の活用により、崖線樹林地や公園の公有化に向け取り組んでいきます。

#### ◆市民による緑の保全の促進

環境学習や市民参加型環境事業を通じて、調布の自然を次代につなぐ人材を育成するとともに、協働による崖線樹林地等の維持保全を促進します。

## ◆公園施設長寿命化計画の推進

公園の安全で快適な利用環境の維持・向上を図るため、調布市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進む遊具等の公園施設の適切な補修や更新など、予防保全的管理に係る取組を計画的に推進します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
公共が保全する緑の面積	146.31ha (平成25年度)	149.5ha (平成30年度)

※指標の対象となるものは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区

## 基本計画事業

事業名	公園・緑地，崖線樹林地の保全
事業の内容	市民や団体の保全活動への支援や人材の育成などにより協働による公園・緑地，崖線樹林地の維持保全を進めるとともに，地域制緑地制度の活用や公有化による緑の保全に取り組みます。

## その他の主な事業

- ・調布市環境基本計画の改定（平成27年度）

## 27-2 水と緑の創出

## ◆公園・緑地等の整備

調布市緑の基本計画に基づき、市民の利用ニーズや公園の充足状況を踏まえながら、新たな公園を計画的に整備します。また、地区計画などの街づくりと一体となった公園の整備を推進します。

調布基地跡地における留保地（国有地）については、国との協議を踏まえ公園の段階的な整備の検討を進めます。

布田崖線に位置する若宮自然広場及び凸凹山児童公園については、隣接地を含め一体的な整備の検討を進めます。

## ◆緑化活動へつなげる支援・制度の充実

市内に緑を積極的に創出するため、花や緑のまちづくりを行う花いっぱい運動の推進や都市計画道路などにおける緑化の促進、新設した生垣に対する補助など、緑化につながる活動を支援します。

### 第3編 分野別計画

#### ◆水辺環境の整備促進

多摩川，野川，仙川，入間川について，生物生息環境に配慮した安全で快適な河川・川岸の整備及び管理を，管理者である国及び東京都に要望し，水辺環境の整備促進を図ります。

#### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市民一人当たりの公園面積	5.76m <sup>2</sup> (平成25年度)	5.66m <sup>2</sup> 以上 (平成30年度)

#### 基本計画事業

事業名	公園・緑地等の整備
事業の内容	公園の配置状況や市民の利用ニーズを踏まえ，新たな公遊園の整備や既存の公園・緑地等の再整備を推進します。

### 27-3

### 深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進

#### ◆深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進

調布市の貴重な地域環境資源である深大寺・佐須地域の里山・水辺環境については，市民との協働のもと，雑木林の保全や田園風景の保全などを推進するとともに，都市農地の維持・保全に向け，地権者との合意形成を図りながら，良好な地域環境の維持・保全・活用に向けた取組を進めます。

#### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
区域での環境学習等の延べ参加人数 ※天候等によって，変動があります。	11,184人 (平成25年度)	30,000人(4か年累計) (平成27～30年度)

#### 基本計画事業

事業名	深大寺・佐須地域の里山，水辺環境の保全・活用
事業の内容	深大寺・佐須地域の豊かな環境を調布の貴重な財産として，次世代に引き継いでいくために，平成26年3月に策定した調布市深大寺・佐須地域環境資源活用基本計画に基づき，事業の検討・推進を図ります。



深大寺南町の里山風景



### 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

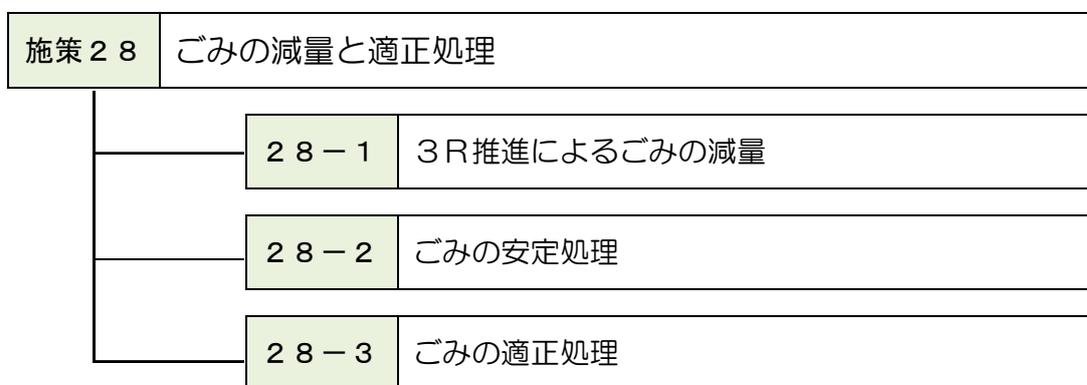
○市民・事業者は、住宅や事業所など身近な場所の緑化に努めるとともに、水と緑の保全・創出に向けた地域活動に積極的に参加・協力します。

## 施策28 ごみの減量と適正処理

目的	対象	市民, 事業者
	意図	資源循環型社会の形成に向け, 3Rを推進する

### ✚ 施策の方向と基本的取組の体系

広報, 啓発活動や支援事業の充実により, 市民・事業者による3R(リデュース=ごみの発生抑制, リユース=再利用, リサイクル=再資源化)の取組を推進します。また, ごみの安定処理と適正処理に努め, 資源循環型社会を目指します。



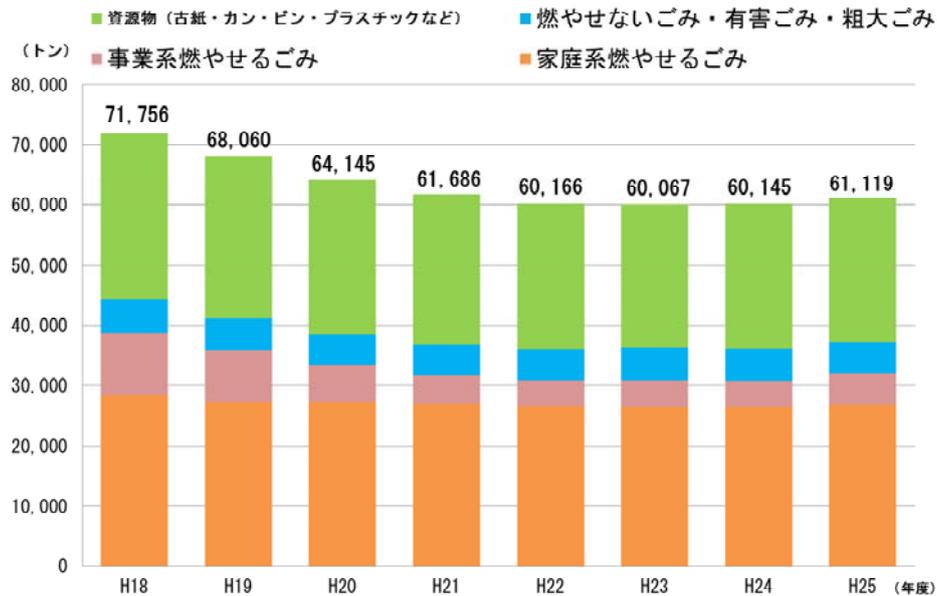
時点修正のポイント(修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等)

- ごみ減量・ごみの資源化の推進
- 3Rの取組に対する支援

### 現状と課題

- 調布市は, 市民・事業者の方々のごみ減量・資源化への高い関心と協力で支えられ, 全国と同規模自治体の中で, リサイクル率は全国トップクラスの水準にあります。
- 平成25年度の総ごみ量は約6万1千トンで, ピーク時の平成18年度に比べ, 1万トン以上の減量を達成していますが, 近年は減量ペースが鈍化し, 総ごみ量は平成24年度から増加に転じています。

## ごみ量の推移



出典：環境部ごみ対策課資料

- ふじみ衛生組合（構成市：調布市・三鷹市）が事業主体となって整備を進めてきたクリーンプラザふじみが稼働し、調布市の可燃ごみの処理が平成25年度から始まっています。
- 資源循環型社会の実現に向け、最終処分場（日の出町）や、クリーンプラザふじみ周辺の環境保全の観点からも更なるごみの減量、資源化を推進する必要があります。
- クリーンプラザふじみの環境学習機能を活用するなど、ごみ減量、分別の意識啓発を強化するとともに、市民、事業者の方々との協働により、3Rの取組をより一層推進する必要があります。
- クリーンセンター機能の再編・移転により、再利用と資源化を推進し、ごみの長期的な安定処理を図る必要があります。
- 分別排出の適正化を図るとともに、再資源化を目的に排出された古紙などの資源物の無断持ち去りの取り締まりや不法投棄対策を講じることにより、より一層のごみの適正処理に努める必要があります。
- 調布市では、平成25年に調布市一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成34年度までに市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量380g/人日、家庭系ごみ資源化率45%、総資源化率47%を目標に掲げ、ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に取り組んでいます。
- 東京たま広域資源循環組合のエコセメント事業の開始により、調布市では平成19年度以降最終処分（埋立）ゼロを維持しています。
- 国では平成12年以降、容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電について個別にリサイクル法を施行するほか、環境に優しい物品購入の支援などにより、資源循環型社会の形成を推進しています。

✚ 基本的取組の内容

28-1 3R推進によるごみの減量

◆ごみ減量・分別の意識啓発の推進

市民や事業者に3Rの取組を実践していただき、確実なごみの減量を推進するため、市報、ホームページ、広報紙「ザ・リサイクル」、出前講座など、様々な機会や媒体を活用して、分別方法や効果的な減量方法を紹介します。また、ふじみ衛生組合と連携し、クリーンプラザふじみの学習機能を活用した意識啓発にも取り組みます。

◆ごみの資源化の推進

分別排出の徹底を図るとともに、剪定枝をチップ化し、たい肥などに再利用する剪定枝資源化支援事業や、粗大ごみの再生利用、廃家電製品から有用金属を取り出す取組などにより、ごみの資源化を推進します。

◆市民・事業者による自主的な3Rの取組に対する支援

家庭系ごみの更なる減量に向け、家庭系ごみの中でも多くを占める生ごみの減量を推進するため、水切りネット活用の普及啓発に努めるとともに、自治会や子ども会などによる資源物地域集団回収事業を推進するなど、自主的な3Rの取組を支援します。また、事業系ごみの一層の排出抑制を促すため、事業者による自主的な資源回収事業や拠点回収事業などの取組に対する支援策を検討、実施していきます。

◆ごみ処理計画の推進

調布市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量・適正排出の取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	390.2g (平成25年度)	385g (平成30年度)

※資源物（紙類・缶・びん・プラスチックなど）を除く

基本計画事業

事業名	ごみの減量と資源化
事業の内容	ごみ減量・分別の啓発や自主的なごみ減量・資源化の取組を支援することなどにより、3Rの推進を図ります。

その他の主な事業

- ・調布市環境基本計画の改定（平成27年度）

## 28-2

## ごみの安定処理

## ◆クリーンセンター機能の再編

クリーンプラザふじみの整備に伴い、ごみの安定的な処理を図るため、クリーンセンターの機能を再編し、より適切な立地条件のもとで再利用、資源化の推進を図ります。

クリーンセンター機能の再編に当たっては、移転先地域の環境と安全に配慮するため、必要最小限の機能移転とすることを基本に据え、缶、びん、粗大ごみ、古紙、古布などの収集運搬・中間処理に係るシステムを再構築していきます。また、再編後の体制等についても検討を進めます。

## ◆クリーンセンター機能の移転

クリーンセンター機能の再編に併せ、機能ごとの移転方針を定めるとともに、運営に当たっては、啓発機能の付加や、福祉的雇用の創出などにも取り組み、資源循環型社会の形成に向けた拠点施設として整備を進めます。

なお、移転後の跡地活用については、北部地域の市民サービスの充実の観点から、全庁的な検討を進めます。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
総資源化率	46.0% (平成 25 年度)	46.0% (平成 30 年度)

## 基本計画事業

事業名	資源化施設の整備
事業の内容	クリーンセンター機能の再編・移転により、安定的な資源化の推進を図ります。

## 28-3

## ごみの適正処理

## ◆排出指導の充実

更なるごみの適正排出を図るため、分かりやすい表示・広報や指導員の資質向上に努め、分別排出指導の充実に取り組みます。

## ◆不法投棄対策の充実

広報・啓発活動を通じて市民の環境保全意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携によるパトロールの強化を図り、不法投棄の未然防止、早期発見とともに、排出者に対する適正処理を促します。

### 第3編 分野別計画

#### ◆資源物持去り対策の強化

缶、びん、古紙、古布などの資源物の持去りを防止するため、罰則等を新たに規定した調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成27年4月施行予定）に基づき、対策を進めます。

#### ◆適正処理の確保

迅速なごみの収集、適正処理に努めるとともに、可燃ごみの焼却残さについては、エコメント化による再利用を図り、最終処分量ゼロを維持します。

#### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
最終処分（埋立）量	0 （平成25年度）	0 （平成30年度）

#### 基本計画事業

事業名	ごみの適正排出・適正処理の推進
事業の内容	ごみの分別、不法投棄、資源物の持ち去り行為などについて適正排出を促し、適正処理を図ります。



#### 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、一人一人が自覚と責任を持ち、また、相互に協力しながら、ごみの排出抑制、再利用、資源化に向けた分別に取り組むとともに、積極的に啓発活動に参加します。
- 事業者は、事業活動を通じて、ごみの排出抑制、再利用、資源化に取り組みます。
- 市民及び事業者は、再生品や再生資源の積極的な利用に取り組めます。



## 施策29 生活環境の保全

目的	対象	市民, 事業者
	意図	安心して暮らせる環境を維持することができる

### 施策の方向と基本的取組の体系

生活環境被害の防止対策, まちの美化活動, 路上喫煙対策, 下水道の機能確保などについて, 市民, 地域, 事業者, 市がそれぞれの役割に応じた取組を進め, 市民が安心して暮らすことができる環境の維持を図ります。

施策29	生活環境の保全
	29-1 生活環境の維持向上
	29-2 美化活動の推進
	29-3 下水道事業の推進

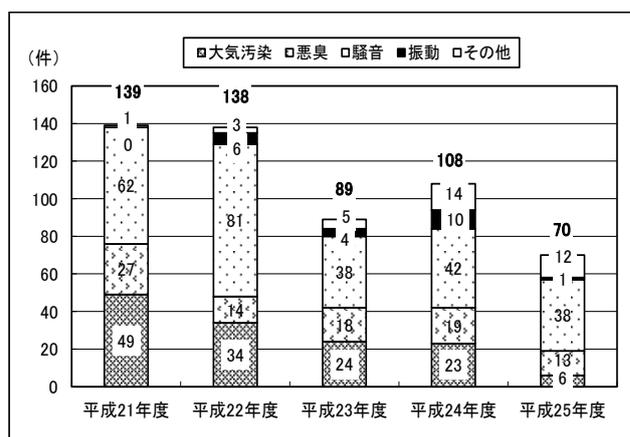
時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 下水道施設の長寿命化対策
- 空き家対策

### 現状と課題

○平成25年度における調布市内の公害に関する通報や意見・要望受付件数は70件であり, その内訳では, 騒音が38件で最も多く, 新たな課題となってきたPM2.5などの大気汚染が6件となっています。道路交通騒音や大気汚染物質の多くは環境基準を達成しており, 少しずつ数値が改善されつつあります。それに伴い, 騒音や大気汚染に関する苦情も減少傾向にあります。一方, 生活騒音, 樹木の枝葉の越境, ペットの飼育や飼い主のいない猫等の市民生活に起因する生活トラブルに関する相談が増加しています。

公害に係る意見・要望件数の推移



出典：環境部環境政策課資料

- 調布市では、調布市都市美化の推進に関する条例に基づき、まちの環境美化活動を推進しています。特に、美化を推進する必要があり、かつ、地域の方々の美化意識が高く、積極的な美化活動を進めている地区を「美化推進重点地区」に指定しており、各地区とも地元自治会や商店会、事業者により、定期的な清掃活動や花壇の整備などが実施されています。現在、7地区（多摩川河川敷、野川河川敷、京王多摩川駅周辺、仙川駅周辺、国領駅周辺、菊野台交差点周辺、深大寺周辺）を指定しています。美化活動には毎年8,000人前後の市民が参加していますが、近年は参加者数が伸び悩んでおり、より多くの市民に参加いただけるよう支援していくことが求められています。
- 調布市でも喫煙マナーアップキャンペーンやパトロールを実施していますが、さらに、受動喫煙防止の観点を含め、総合的な取組を推進していく必要があります。
- 歩きたばこや吸い殻のポイ捨てといった迷惑喫煙について関心が高まっており、市内各駅において喫煙マナーアップキャンペーンを実施しています。
- 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故によって、放射能に対する不安が高まったことから、市では市内の公共施設のうち、子どもが利用する施設（小学校、保育園など）における空間放射線量を測定し、月1回ホームページで測定結果を公表しているほか、市内保育園や小・中学校における給食の主な食材やプールの放射性物質を測定し、定期的に測定結果を公表するなど市民の不安の軽減に努めています。
- PM2.5による大気汚染など新たな公害や汚染物質に関連する情報収集や情報提供などの対応が求められています。
- 老朽化した空き家については多岐に渡る課題があり、悪臭や景観等の環境の問題を含めた総合的な空き家対策を検討していく必要があります。
- 市の下水道施設は、総延長約550km、スパン\*数約22,000に及び、敷設後30年を経過している管渠が全体の約7割を占め、老朽化や耐震性に課題があります。このため、老朽化した下水道施設の改築・更新などの長寿命化や、耐震化について、平成22年度に策定した調布市下水道総合計画及び調布市下水道長寿命化計画、調布市総合地震対策計画に基づき、計画的に推進する必要があります。

#### ※スパン

マンホールとマンホールの間を1スパンとする。

- また、市内下水道の約9割の収集方法は、汚水と雨水を同じ管路で流す合流式であり、野川や多摩川などの水質に影響を与えています。平成25年度までに、雨水浸透施設\*の設置や、水面制御装置\*の設置など法令改正に基づく合流式下水道改善事業に取り組み、目標を達成しました。

#### ※雨水浸透施設

降った雨水を地下へ戻し、湧水の復活、河川の治水対策、地下水のかん養などを図る浸透施設

#### ※水面制御装置

下水道施設からきょう雑物（紙、綿、固形物）を公共用水域に流出するのを抑制する装置

✚ 基本的取組の内容

29-1 生活環境の維持向上

◆情報提供の推進と意識啓発

日頃から安全で快適な環境を維持することの重要性について、事業者や市民一人一人の意識を高めるため、環境年次報告書やホームページなどを活用して、公害や暮らしの中での生活環境への配慮等に対する意識の啓発を推進します。

◆公害等の防止対策の推進

市民を取り巻く環境悪化による健康被害を未然に防ぐため、シックハウス症候群対策やアスベストなどの有害化学物質対策に継続して取り組みます。また、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭などの環境を監視し、国や東京都と連携しながら、公害発生の防止を図ります。

◆放射性物質等の測定

市内10か所の定点における空間放射線量の測定を行うとともに、給食の主な食材やプールの放射性物質の測定を実施し、測定結果について公表します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
騒音や悪臭などの公害対策について不満を感じる市民の割合	21.1% (平成25年度)	20.0% (平成30年度)

その他の主な事業

- ・大気汚染等の調査監視と啓発
- ・河川水質等の調査監視と啓発
- ・調布市環境基本計画の改定（平成27年度）

29-2 美化活動の推進

◆まちの美化の推進

ポイ捨て防止の啓発、美化推進重点地区を始めとする自主的な美化活動の支援、多摩川・野川クリーン作戦や調布駅前クリーン作戦の実施など、市民・地域との協働によるごみのない美しいまちづくりに向けた取組を進めます。

◆路上喫煙防止の推進

路上喫煙の防止を図るため、市民、事業者等と連携・協働し、喫煙マナーの向上に取り組むとともに、喫煙者と非喫煙者が共存できる快適な地域環境の形成に努めます。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
美化活動に参加した市民の数	8,657人 (平成25年度)	10,000人 (平成30年度)

## 基本計画事業

事業名	都市美化の推進と喫煙マナーの向上
事業の内容	キャンペーン等による啓発活動，定期的な清掃活動の実施・支援，美化推進重点地区の支援，都市美化・喫煙マナーパトロールの実施などにより都市美化の推進及び喫煙マナーの向上を図ります。

## その他の主な事業

- ・調布市環境基本計画の改定（平成27年度）

## 29-3

## 下水道事業の推進

## ◆豊かな自然環境を守る下水道事業の推進

市内河川の水環境を保全するため，雨水浸透施設の設置促進や，雨天時の水質調査を実施します。

## ◆持続可能で効率的な下水道事業の推進

調布市下水道総合計画に基づき，下水道施設について，計画的かつ効率的に改築・更新を実施します。

## ◆広域連携の取組の継続

東京都や多摩川・野川流域の自治体と一体となって良好な環境を保全するため，広域連携による取組を継続します。

## ◆下水道事業の長寿命化

下水道施設の長寿命化については，調布市下水道長寿命化計画（平成26年度策定予定）に基づき，施設の設置年度，土被り<sup>\*</sup>，管径などから損傷の度合いの高いと想定される地域や，交通量，病院など道路陥没時の影響なども考慮し，優先度の高い地域を選定し，順次取り組んでいきます。

※土被り

地中に埋設されている下水道管などの深さ

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
管路の長寿命化対策工事済又は健全確認済スパン <sup>※</sup> 数	0 スパン (平成 25 年度)	2,210 スパン (平成 30 年度)

※マンホールとマンホールの間を1スパンとする。

※市内を10ブロックに分け、優先度の高い布田・調布ヶ丘地域の2,210スパンを対象とした。

基本計画事業

事業名	下水道施設の長寿命化対策の推進
事業の内容	下水道施設の老朽化に対して、施設の機能を維持し、将来にわたって利用していくために、調布市下水道総合計画及び下水道長寿命化計画に基づき、適切な維持管理と施設の改築・更新を、計画的かつ効率的に実施します。

その他の主な事業

- ・調布市環境基本計画の改定（平成27年度）



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、地域での美化活動への参加や暮らしの中での生活環境への配慮に努めます。
- 事業者は、排気や騒音の抑制など事業活動に伴う周辺環境への配慮に努め、公害の発生を未然に防ぎます。

